

## 令和7年度 宅地建物取引士法定講習のご案内(WEB講習)

当協会より、宅地建物取引士証有効期間満了日の約6か月前にWEB講習の案内を送付させていただきますので、ぜひ当協会の法定講習を受講してください。

WEB講習は、約3週間の動画公開期間中に、24時間いつでもご都合の良い時間・場所で何回かに分けて受講でき、繰り返し視聴することも可能です。

※ 三重県では、(公社)全日本不動産協会と(公社)三重県宅地建物取引業協会の2団体が宅地建物取引士法定講習を実施していますので、受講案内が前後して届くことがあります。どちらか一方の講習を受講すれば新しい宅地建物取引士証の交付を受けることができますので、ぜひ当協会の法定講習を受講してください。

〈講習日〉 新士証交付日	〈受講対象者〉 ※ 取引士証の有効期間満了日が下記の期間に該当される方 ※ 有効期間満了日の6か月前から受講できます。	〈受講案内送付日〉
令和7年5月7日	令和7年8月5日 ~ 令和7年11月6日	11月7日送付済 / <b>申込受付中!</b>
令和7年8月4日	令和7年11月7日 ~ 令和8年2月3日	令和7年2月3日頃
令和7年11月5日	令和8年2月4日 ~ 令和8年5月4日	令和7年5月2日頃
令和8年2月4日	令和8年5月5日 ~ 令和8年8月3日	令和7年8月1日頃

※ 令和7年2月5日の講習も **申込受付中**です。(申込締切 令和6年12月13日)



## 令和7年4月1日から “業者票” が変わります

本年、6月28日に「宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令」(令和6年国土交通省令第70号)等が公布され、令和7年4月1日より、宅地建物取引業者票(様式第9号)の様式が変更されることとなりました。

宅地建物取引業者が掲げる標識(業者票)の記載事項から「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の氏名」が削除され、「事務所の代表者(政令で定める使用人)の氏名」及び「事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の人数」を記載することとなりました。

総本部より直接、ご登録のメールアドレスに改正情報や新しい業者票データを配信しておりますのでご確認のうえ、ご対応ください。※ 業者票の差し替えは、令和7年4月1日にお願います!

## 市有地売却の知らせ

志摩市

番号	地目	所在地	地積(m <sup>2</sup> )	最低売却価格(円)
1	宅地	浜島町浜島 3040 番 1	220.87	3,713,000
2	雑種地	浜島町浜島 1787 番 56	121	1,703,000
3	雑種地	浜島町浜島 1787 番 77	118	1,834,000
4	学校用地	磯部町恵利原 1331 番 5 外 1 筆	2434	6,760,000
5-A	宅地	磯部町迫間 1894 番の一部、1895 番の一部 / 県道 61 号線側	概測 330	4,427,000
5-B	宅地	磯部町迫間 1894 番の一部、1895 番の一部 / 木場公園側	概測 330	4,427,000

売却方法 / 先着順による売却

買受申込期間 / 令和6年11月1日(金) ~ 令和7年6月30日(月)

受付場所・問い合わせ / 志摩市役所 政策推進部 スマート改革・資産経営課 TEL 0599-44-0204

申込書類・詳細 / WEB ページをご覧ください <https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/seisakusuishin/smart/koubai/4426.html>